

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

訪問看護サービスの提供開始にあたり、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明させていただきます。

1 事業の目的と運営方針

事業の目的:南砺市訪問看護ステーションにおいて実施する訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とします。

運営方針:介護保険法の趣旨に従い、利用者が要支援及び要介護状態になった場合において、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。

訪問看護の実施に当たっては、関係市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者・事業所概要

事業者・事業所名称	南砺市訪問看護ステーション
代表者氏名	南砺市長 田中 幹夫
指定番号	第1662090008
事業所の住所	富山県南砺市井波938番地
連絡先	電話 : 0763-82-7775 (井波) FAX : 0763-82-7776

出張所の名称	南砺市訪問看護ステーション福光サテライト
連絡先	電話 : 0763-52-9595 (福光) FAX : 0763-53-2252

3 職員体制

職種	常勤		非常勤	備考
	専従	兼務		
所長(管理者)		1		訪問看護師兼務
訪問看護師	12	1	2	所長兼務1名
理学療法士	3			
作業療法士	3			
言語聴覚士	2			
事務員	2		1	

※管理者は常勤であり、職員に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

※准看護師は訪問看護計画書・報告書の作成はしません。(現在准看護師の配置はありません。)

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 土日・国民の祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

※緊急時訪問看護加算契約利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

5 通常の事業の実施地域

南砺市全域、砺波市庄川町

砺波市その他地域及び小矢部市は応相談となります。

6 提供する訪問看護サービスの内容

- 1) サービス提供に当たっては、要介護状態及び要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防となるよう、適切にサービスを提供します。
- 2) サービス提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問してください。
- 3) サービス提供に当たっては、（介護予防）訪問看護計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします。
- 4) （介護予防）訪問看護計画書の作成には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載します。その内容及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであるため、看護職員の代わりにさせる訪問であることを説明し同意を得ます。
- 5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるサービスを提供している利用者については、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書は看護職員等と連携し作成します。
- 6) 提供した訪問看護に関しては、利用者が健康手帳を有する場合は状態を記録に記載します。
- 7) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文章による訪問看護指示書が必要で、指示書の内容に従います。
- 8) 当事業所は主治医に対し、（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書については書面により提出します。
- 9) 訪問看護サービスの内容は下記のとおりです。
 - 身体状況や病状の観察、健康管理
 - 栄養、清潔、排泄のお世話
 - 褥瘡の予防、処置
 - 認知症の方への看護
 - 在宅療養に関する相談や助言
 - 医師の指示による医療処置や医療機器の管理
 - 終末期を自宅で過ごせる支援
 - 機能訓練などのリハビリテーション
 - 筋力の維持向上、転倒予防
 - 食べることの支援、低栄養の予防
 - かむ・飲み込むことの機能向上
- 10) 訪問看護に関する書類は完結の日から5年間保管します。

7 サービス実施時の留意事項

1) 定められた業務以外の禁止

訪問看護サービスの利用にあたり、ご利用者は記載されているサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

2) 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問看護サービスの実施に当たって、ご利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

3) 備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は利用者の負担となります。

8 サービス利用の中止、変更、追加

1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

2) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

3) 地震等の災害によりサービスの実施が出来なくなる場合があります。

9 ご利用料金

ご利用料金については別紙を参照して下さい。随時、報酬改定に伴う料金の変更があります。利用者の負担は居宅介護サービス費用基準額の1割～3割（介護保険負担割合証記載）です。支給限度額を超える場合は（超えたサービス）全額負担となります。

「緊急訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」については、居宅介護サービス費等区分支給限度額基準額の算定対象外となります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合の利用料は定額となります。

10 ご利用料金のお支払いについて

- ご利用料金のお支払いは金融機関口座引き落としとさせていただきます。
- 口座引き落としは、利用月の翌月25日です。
- 口座引き落とし後、領収書を発行いたします。

11 緊急時の対応について

1) 訪問時、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて臨時に応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め必要な処置を行います。

2) 当ステーションは、安心して在宅生活をしていただくために、年間を通して24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。緊急を要する場合は、ケアプラン以外の日でも訪問に伺うことが出来ます。

ご利用に際しては、別途利用料（料金表参照）が必要となります。

12 個人情報保護と秘密の保持

- 1) 訪問看護を提供するうえで知り得た利用者やその家族の秘密は守ります。退職後も第三者に漏らすことはありません。
- 2) サービス事業者間で行われる会議等においては、必要な情報のみ提供させていただく場合がありますが、予め同意を得て行います。
- 3) 個人情報の保護の重要性を認識し、訪問看護提供の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行います。
- 4) 利用者又はその家族の個人情報を取扱うに当たっては、利用者又はその家族に対してその目的を明確にするとともに、個人情報の取扱いに関して同意を得ることとします。また相談窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとします。

13 ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

14 苦情処理の体制

- 1) 利用者からの苦情に適切に対応するため以下の体制を整えています。

【事業者の窓口】 南砺市訪問看護ステーション (相談窓口)	住所 南砺市井波938番地 電話番号 0763-82-7775 FAX 0763-82-7776 担当者 吉田 裕美子 相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで
【公的団体の窓口】 砺波地方介護保険組合	住所 砺波市栄町7番3号 電話番号 0763-34-8333 FAX 0763-34-8334 相談時間 午前8時30分から午後5時まで
【保険に関する窓口】 富山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係 苦情相談窓口	住所 富山市下野字豆田995番地の3 電話番号 076-431-9833 FAX 076-431-9850 相談時間 午前9時から午後5時まで
【福祉サービスに関する窓口】 富山県福祉サービス運営適正化 委員会	住所 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館(カンジップとやま)2階 電話番号 076-432-3280 FAX 076-432-6532 相談時間 午前9時から午後5時まで(来所4時)

苦情に対して市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行います。市町村等からの求めに応じ改善に内容を報告します。

15 虐待防止について

- 1) 利用者の人権擁護、尊厳の保持という基本的な考えのもと虐待は決して行いません。
- 2) 虐待防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ速やかに市や管轄の地域包括支援センターに報告します。
- 3) 虐待防止の為の指針を整備するとともに虐待防止担当者を配置し、利用者の権利擁護およびサービスの適正化に向けた職員研修等を実施します。

16 身体拘束について

身体拘束はやむを得ない場合を除き原則行いません。しかし、身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、以下の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は、早期解除に努め適切にその経過を記録します。

- (1) 切迫性：生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

17 ハラスメント対策

- 1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。